

ハト等へのエサやりは やめてください！

令和7年4月1日施行



- 公共の場所でハト等への給餌^{きゅうじ}を行うことを禁止します。
- ハト等への給餌^{きゅうじ}による被害を公共の場所に生じさせることを禁止します。(罰則が科せられる場合があります。)

条例の詳細については、区のホームページをご覧ください。



＜問い合わせ先＞
資源環境部 環境政策課
自然環境保全係
電話：03-3579-2593

区設揭示板
貼付承認済印
有効 7. 6. 1 から
期間 7. 6. 15 まで
板橋区役所
板橋区町会連合会

